

●香川県監査委員公表第36号

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月5日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

包括外部監査の結果に対する措置状況

道路事業・港湾事業に係る公有財産の管理及び財務に関する事務の執行について

資産管理について

所管課	関係機関	指摘内容（要約）	講じた措置等
道路課	中讃土木事務所	① トンネル台帳の整備 (a) 中讃土木事務所 五色台トンネル トンネル台帳は、有料トンネルの区分のままであり、交通量センサも更新日が平成22年10月となっている。有料道路の無料化に伴うトンネル台帳の更新が行われる必要がある。	平成26年4月にトンネル台帳の一般有料区分の修正を行うとともに、交通量欄を平成24年4月の調査に基づくデータに更新した。 今後は点検結果等最新情報を遅延なく更新するよう努めていく。 なお、全土木事務所に対し、最新情報に更新するよう注意喚起を行った。
	西讃土木事務所	(b) 西讃土木事務所 曼陀トンネル トンネルの定期点検は1年に一度であるが、トンネル台帳の点検履歴が平成23年6月となっており、平成24年度の実施履歴が台帳に記録されていなかった。実施した点検は漏れなく記録するべきである。交通量センサも更新日が平成20年5月となっている。トンネル台帳の内容の更新は定期的に行われる必要がある。	平成26年1月に点検を実施し、結果を台帳に記録した。あわせて、交通量欄も平成22年交通量センサのデータに更新した。 今後は点検結果等最新情報を遅延なく更新するよう努めていく。 なお、全土木事務所に対し、最新情報に更新するよう注意喚起を行った。
	高松土木事務所	② 個別橋梁における計画等の検討 (a) 高松土木事務所 西谷橋（点検時期） 平成22年度に補修が行われ	道路管理者は、道路法施行規則に基づき、平成26年7月以降、トンネル及び橋梁等を5年に一度点

ている。点検年は平成20年であるが、点検・補修計画シート最新の点検年次は平成21年となっており、次回点検時期も5年後の平成26年となっている。平成22年補修部分以外の部分についての点検は平成25年に行うべきである。

(b) 高松土木事務所 香西港大橋（点検結果の記載）

点検時にはコメントがなかった部分で、現場視察時、下部工張出し部にひび割れが見られた。ひび割れは補修された3基よりも軽微なものであり、直ちに橋の構造に影響のあるものではないとのことであるが、点検記録からは不明であり、点検時にはなかったものか、記載不要と判断したものか、または、見落としたものか、不明である。点検時に把握していたのであれば、点検結果として残すべきと思われる。

(c) 高松土木事務所 大屋敷橋（点検結果の対応）

平成22年の点検時に「上部工耐荷力は相当低下していると推定」というコメントがあるが、平成25年の補修となっていた。橋梁前後の道路幅員が狭く大型車は通行できないとのことであり、直ちに橋に影響を及ぼすものではないと思われるものの、早い時期での対応をすべきであったと思われる。

中讃土木事務所

(d) 中讃土木事務所 滝ノ宮橋（台帳の整備）

検することになったことから、今後5年ごとに点検を実施していく。

なお、指摘を受けて早急に橋梁点検を実施した。

平成25年8月に橋梁全体を点検していたところであり、指摘のあった箇所も含めて、点検結果として全て記録した。

道路管理者は、道路法施行規則に基づき、平成26年7月以降、トンネル及び橋梁等を5年に一度点検することになり、点検結果についても漏れなく記録するよう努める。

当該橋梁については、平成25年12月に補修工事を発注し、平成26年10月に工事を完了したところである。

今後は、直ちに橋梁に影響を及ぼす場合は、補修を早期に実施するなど、点検結果を踏まえ適宜判断していく。

維持管理対応区分を変更するとともに、橋梁台帳の備考欄に歴史的

	西讃土木事務所	<p>滝ノ宮橋は、現在の計画でⅡ予防維持管理対応区分となった。その後、平成23年度に土木学会選奨土木遺産に認定されており、歴史的橋梁に該当し、Ⅰ高度予防維持管理対応の区分とも考えられる。このことは、現地視察時に知ったことであり、台帳からは歴史的橋梁であることは判明しなかった。維持管理対応区分を再考するとともに、歴史的橋梁であることがわかる情報を台帳に記載する必要がある。</p> <p>(e) 西讃土木事務所 的場橋 (点検結果の対応)</p> <p>平成21年点検時に、「アーチリブの各所に浮きがみられる。剥落時に第三者被害の恐れがあり、緊急対応が必要である。」と報告されている。以後、二度にわたり第三者被害がないよう可能な限りの応急措置を実施し、通行者の安全を確保したとのことである。抜本的な工事は平成24年に実施されているが、早い時期での対応をすべきであったと思われる。</p>	<p>橋梁である旨を記載した。</p> <p>また、橋梁についての個別な特殊事情がある場合は、漏れなく記載するよう努めていく。</p> <p>平成21年の点検により緊急対応の必要性が判明したことから、補修工事の調査設計に取りかかり、その期間の応急措置として、コンクリートの剥落等による第三者被害防止を図ったものであり、その後、平成24年10月に補修工事を実施した。</p> <p>今後、補修時期については、構造物の状況に応じて適切に対応していく。</p>
港湾課	—	<p>① 港湾台帳の整備</p> <p>今までの港湾台帳の整備状況は良好とはいえない状況である。過年度におけるデータの蓄積が十分にできておらず、近年のものを除き、情報が不明なもの、記載がなされていないものが多数ある。また、港湾台帳に記載されている海岸保全施設の延長が海岸統計と不整合となっている状況も</p>	<p>港湾台帳については、平成25年度から電子台帳システムへ移行し、長寿命化計画策定事業による一斉点検結果の情報を利用しながら適切な管理に努めていく。</p> <p>また、海岸保全施設のデータについては、平成25年11月から海岸保全施設の長寿命化計画策定のため、施設の調査を開始し、平成29年度末に計画策定を完了することとしており、その結果による情報</p>

みられた。平成25年度において、電子台帳システムへ移行予定であるが、長寿命化計画策定事業による一斉点検結果の情報を利用するなどにより、整備していくことが必要である。

② 点検作業・維持管理

過年度における点検の記録、修繕に関する履歴は十分なものとなっておらず、港湾台帳の整備状況と同じく、過年度におけるデータの蓄積が十分にできていない。平成25年度において、電子台帳システムへ移行予定であり、港湾台帳の一部として個々の施設に関する点検の記録、修繕に関する履歴のデータを蓄積していくことが重要であり、過去のデータ蓄積の利用により、初めて合理的な維持管理計画の策定が可能となる。

③ 港湾施設維持管理計画

標準型(Ⅱ)の維持管理計画書については、国土交通省港湾局監修の「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引」及び「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」において、基本的に劣化予測を行わないとしているが、県では、劣化予測を行うことなしでは、維持管理計画の策定は不可能であるため、劣化予測を実施している。維持管理計画策定の基本方針としての内部説明資料等の作成時には、留意事項として追記しておくべきである。

を利用して整備していくなど、今後とも、電子台帳システムで適正な管理に努めていく。

さらに、海岸統計の数値については、上記の施設調査に併せ、その都度、修正を行い、適正な管理に努めていく。

港湾施設維持管理計画に基づき、個々の施設の点検及び維持修繕を行うこととしており、これらの履歴データを電子台帳システムに蓄積できるようにした。

今後は、平成26年4月にこれまでのデータを移行し、運用を開始した電子台帳システムに、個々の施設の点検記録などのデータを漏れなく蓄積することとし、港湾施設維持管理計画の適切な運用に努めていく。

港湾施設における標準型(Ⅱ)の維持管理計画書については、マニュアルでは基本的に劣化予測を行わないとしているが、県では、維持管理計画書作成に当たり、劣化予測を行わなければ策定できないため、委託業務の仕様書に明示して実施してきた。また、海岸保全施設の維持管理計画については、平成25年度から策定に着手しており、内部説明資料等の作成時には、留意事項として「劣化予測を行う」ことを記述し、適切な実施に努めていく。

長尾土木事務

④ 個別港湾施設における計画

平成26年3月に成果品を再確認

所	<p>等の検討</p> <p>(a) 長尾土木事務所 三本松港 東浜地区 (-5.5m) 岸壁</p> <p>2012年3月に初回点検し、すべて「c」以下となっているが、修繕時期のコメントに「劣化が進行していることから、詳細臨時点検診断を実施する」とあり、点検結果とコメントの記載が不整合となっている。委託業者からの成果品の納品に当たっては、記載内容について十分に精査・確認する必要がある。</p>	<p>し、「c」以下が妥当であり、点検結果とコメントが不整合となっていたことから、委託業者を指導の上、「劣化度cが1スパンで残りの16スパンが劣化度dと比較的健全な状態である。エプロン及び上部工については、一度補修工事を行っており、劣化度はc～dと比較的健全な状態であることから、早急な対応は必要としない。」に修正した。</p> <p>今後、委託業者からの成果品の納品に当たっては、記載内容について十分な精査・確認の実施に努めていく。</p>
---	---	---